［項を削る。］

２　法第四条の二第一項第一号イ又は第四条の四第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあっては、第二十三号に掲げる業務に該当するものを除く。）とする。

一　他の事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。以下同じ。）のための不動産（原則として、自らを子会社とする信用協同組合等（信用協同組合連合会にあっては、信用協同組合を含む。）又はその子会社から取得し、又は賃借した事業用不動産に限る。）の賃貸又は他の事業者等の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務

［項を削る。］

２　前項第二号に規定する「信組等」、「信組等集団」及び「銀行等持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一　信組等　次に掲げる者

イ　信用協同組合等（信用協同組合連合会にあっては、当該信用協同組合連合会の特定子銀行を含む。）

ロ　銀行（当該銀行の子会社又は当該銀行を子会社とする持株会社（法第四条の二第一項第三号に規定する持株会社をいう。第三項において同じ。）の子会社（銀行業（銀行法第二条第二項に規定する銀行業をいう。次号において同じ。）を営む外国の会社に限る。）を含む。）

ハ　信用金庫又は労働金庫（これらの法人をもって組織する連合会及び当該連合会の子会社のうち、銀行又は銀行業を営む外国の会社を含む。）

ニ　農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第八十九条第二項を除き、以下同じ。）、農業協同組合連合会（同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号の事業を行うものに限る。以下同じ。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）又は水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下同じ。）（農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会にあっては、当該農業協同組合連合会、当該漁業協同組合連合会又は当該水産加工業協同組合連合会の子会社（銀行に限る。）を含む。）

ホ　農林中央金庫（農林中央金庫の子会社（銀行又は銀行業を営む外国の会社に限る。）を含む。）

ヘ　株式会社商工組合中央金庫

二　信組等集団　前号に規定する信組等及びその子会社の集団又は当該信組等の子銀行（当該信組等の子会社のうち、銀行又は銀行業を営む外国の会社をいう。以下この号において同じ。）及び当該信組等の子銀行以外の子会社の集団

三　銀行等持株会社集団　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十七条の二第四項第三号に規定する銀行持株会社集団又は同条第五項第三号に規定する長期信用銀行持株会社集団

３　銀行法第二条第八項の規定は、前項第一号及び第二号の場合において銀行の子会社又は銀行を子会社とする持株会社の子会社及び信組等の子会社について準用する。

４　法第四条の二第一項第一号イ又は第四条の四第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（信用協同組合にあっては、第二十三号を除く。）とする。

一　他の事業者のための不動産（原則として、自らを子会社とする信用協同組合等（信用協同組合連合会にあっては、信用協同組合を含む。）又はその子会社から取得し、又は賃借した事業用不動産に限る。）の賃貸又は他の事業者の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務